

道路維持除雪業務共同企業体代表者要領

平成 22 年 8 月 6 日管財部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市道路維持除雪業務特定共同企業体取扱要綱（平成 22 年 8 月 6 日財政局理事決裁）第 7 条第 3 項に規定する特定共同企業体の代表者となるべき者（以下「代表者」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(代表者の決定)

第 2 条 代表者は、特定共同企業体構成員において決定された者とする。ただし、次条第 1 項及び第 2 項に規定する責務を果たすことができ、かつ、第 4 条又は第 5 条に規定する条件を満たしている者でなければならない。

(代表者の責務)

第 3 条 道路維持除雪業務を履行しようとする特定共同企業体は、その理念である各作業種目間の連携と相互補完体制を確立し、人と機械の有効利用を図ることを目的として結成するものであることから、代表者は、各構成員間の意思統一と業務履行能力の向上に努める責務を有する。

2 代表者は、受託した業務の履行に関して共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、委託料の請求、受領及び共同企業体に属する財産の管理を行う権限を有し、他の構成員とはその性格も異なるものであることから、共同企業体の安定運営と受託業務の円滑な履行に努める責務を有する。

(代表者の要件)

第 4 条 代表者は、次の各号の要件を満たしてなければならない。

- (1) 車道除雪機械を複数所有(リースによる調達含む。)していること。
- (2) 本市、国又は他自治体いずれか発注の道路除雪業務の履行実績が 3 年以上であること。
- (3) 本市工事格付等級で土木 A 2 以上であること。若しくは本市工事格付等級で土木 B、かつ過去 5 年以内に道路維持除雪業務の代表者の経験があること。
- (4) 経営事項審査の審査基準日から有効期間内のもので、かつ直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の経営状況評点 Y が 700 点以上であること。

(代表者要件の特例)

第5条 次の各号の要件を満たす場合には、第4条第2号の規定にかかわらず、代表者の資格を有する。

- (1) 本市工事格付等級の土木A1で、かつ舗装Aであること。
- (2) 代表者以外の特定共同企業体構成員において、2分の1以上が本市発注の道路除雪業務の履行実績があること。

附 則

本要領は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

本要領は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月7日から施行する。

なお、「道路維持除雪業務の試行実施に伴う共同企業体代表者要領」から「道路維持除雪業務共同企業体代表者要領」に名称を変更する。